平成２４年（フ）第８６２６号
埼玉県川口市東川口６丁目20―３―102
破産者　中村　恵美
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３２号
東京都北区滝野川７丁目30番４―402号
破産者　Ｓ．Ｉ．Ｄ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３３号
東京都北区滝野川７丁目30―４―402
破産者　矢口　貴之
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８１号
東京都江東区亀戸５丁目６番21号
破産者　有限会社エスエムビー
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８２号
東京都墨田区東向島６丁目17―９
破産者　菅谷　慎二
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１７号
大阪府大阪市淀川区十三元今里１丁目11―19―401、開始決定時の住所埼玉県さいたま市岩槻区西町２丁目５番15―1410号
破産者　安東　由美
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２２号
東京都港区赤坂７丁目６番15号
破産者　株式会社ミユ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２３号
千葉県柏市豊四季643―43
破産者　齋藤　峰穂
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４２６号
神奈川県綾瀬市寺尾中４―12―５、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区品濃町553―１パークヒルズＮ棟305号
破産者　島田　直也
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９１号
東京都江戸川区平井６丁目14番８号
破産者　株式会社フィフスディメンション
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９２号
愛知県豊川市光輝町２丁目34―２
破産者　伊東　伸明
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５３９号
千葉県千葉市美浜区稲毛海岸５丁目４―１―322
破産者　武内　佑樹
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６５４号
東京都墨田区墨田２丁目10―21
破産者　高須美恵子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８１号
東京都国分寺市西元町４丁目５―18
破産者　草ケ谷みつ子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８２号
東京都国分寺市西元町４丁目５―18
破産者　草ヶ谷京子（旧姓比留間）
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９１号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目15―２―101
破産者　小橋新一郎
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９２号
千葉県浦安市猫実４丁目18―19―302
破産者　江川　祐子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９３号
神奈川県横浜市都筑区荏田南５丁目19―２―504
破産者　大倉　　徹
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６９６号
埼玉県上尾市向山３丁目44―３
破産者　浅見　裕司
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３３号
東京都板橋区西台２丁目21―15―201
破産者　吉田　幸良
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７６２号
埼玉県吉川市美南３丁目11―３―203
破産者　角　賢二郎
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部